

保 存 期 間 : 5 年
(令和 11 事務年度末)
令 和 7 年 6 月 17 日
課 稅 部

全国国税局課税（第一・第二）部長会議の模様

日 時 : 令和 7 年 5 月 29 日 (木) 13:10～17:30

令和 7 年 5 月 30 日 (金) 10:00～15:20

出席者 : (序) 長官、次長、審議官、課税部長、課税部各課室長、課税部各企画官、課税総括

課企画調整官

(局) 各国税局課税（第一・第二）部長、沖縄国税事務所次長、東京国税局課税第一部
次長

○ コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営

➤ コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の推進・定着に向けて、今事務年度の取組に当たって留意している事項に対する実施状況と評価について意見交換を実施した。

(局 (所) からの主な意見)

- ・ (個人)

高額・悪質な納税者に重点を置いた深度ある調査を基本とした上で、各種施策により調査等関係事務量を確保しつつ、予測モデル等を活用して選定した結果、調査必要度の高い事案を適切に対応できたものと評価しており、令和 7 事務年度も引き続き、事務効率化により調査等関係事務量を確保し、高階級や高リスク事案から優先的に調査を実施する。

- ・ (資産)

事務の効率化によって確保した事務量については、深度ある調査のみならず簡易な接触にも適切に配分していく。

また、調査事務のエリア一体運営を更に進めていくことで、調査必要度の高い事案への調査を徹底していく。

- ・ (法人)

調査等関係事務量を確保した上で、調査必要度の高い法人を的確に選定し、深度ある実地調査を引き続き行うとともに、進行管理の更なる徹底を図っていく。

- ・ (局現業)

局現業部署においては、関係部署と緊密に連携しつつ、高度な専門性を要する事案（消費税不正還付事案、租税回避スキームへの対応や暗号資産取引など新たな経済取引の実態解明を要する事案等）に積極的に取り組むほか、局署合同事案や局署併任を通じた調査ノウハウの伝承にも努めていく。

- 各局の意見を踏まえ、コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の推進・定着を図っていくため、他局の取組で参考となったものについては、実施可能な取組から積極的に実施していくなど、令和7事務年度においても引き続き取組を進めること、現場での課題等は庁へ随時フィードバックすることなどについて、認識を共有した。

- 国税組織を取り巻く環境変化に応じた調査事務に係る体制整備に向けた検討

- GSS環境の導入、センター化の全署拡大及びKS2への移行といった執務環境の変化の下、事務運営の見直し等による効率化の実現に向けて令和7事務年度以降どう取り組んでいくべきと考えるかについて意見交換を実施した。

(局(所)からの主な意見)

- GSSやKS2導入後のイメージを庁局署で共有し、ユーザーである各職員の意識醸成を図ることが必要。また、効率化の実現に向けて、局から署に具体的な施策等を提示しながら、可能なものから積極的に取り組むこと、事務指導等を通じて把握した課題や新たな策等を共有し、取組を一層推進させが必要。
- 令和7事務年度の試行については、調査におけるモバイルパソコンの活用や、部内の会議、広域対象署への説明等におけるWeb会議システムの活用の定着、一部事務の集約化など、可能な取組から順次実施していく。

- 各局の意見を踏まえ、内部事務を含むあらゆる事務の在り方を見直すを通じて効率化を図るとともに、具体的取組については、可能なものから順次実施していく必要があることの認識を共有した。

- 令和6年分確定申告の評価と令和7年分確定申告への対応等

- 次の内容について、意見交換を実施した。
 - 各局における令和6年分の確定申告の分析・評価を踏まえ、庁が示す令和7年分確定申告の取組方針
 - 令和9年分以降の確定申告の在り方について、庁が示す基本的な考え方・対応方針案

(局(所)からの主な意見)

- 庁が示す令和7年分確定申告の取組方針は基本的に賛成であり、令和7年分確定申告においても、自宅e-Taxの推進、確定申告会場の効率化を実施していきたい。
- 令和9年分以降の確定申告の在り方の実現に向けて、確定申告期前後の相談体制や確定申告会場の集約化等について検討を進めていきたい。

- 各局の意見を踏まえ、

- 令和7年分の確定申告におけるマイナンバーカード方式の推進については、職員1

人1人にその重要性を理解させた上で取組を進めていくとの認識を共有した。

- ・ 令和8年度オンライン利用率80%の目標達成を目指していくとともに、令和9年分以降の確定申告の在り方について、各局で検討を進めていくとの認識を共有した。

○ 消費税不正還付への対応

- 消費税不正還付については、これまで不正還付を企図しにくい環境整備等に係る各種取組を府においても実施してきたところ、①府の取組状況等及び各局取組において把握された課題を踏まえ、府への要望事項は何か、また、②関係機関との更なる連携・協調が重要であると考えられるところ、令和6年事務年度の各局取組において把握された課題及び令和7事務年度の取組方針について、意見交換を実施した。

(局(所)からの主な意見)

- ・ 局の管轄を越えた取引については、組織的に対応していく必要がある。
- ・ 税関当局などの関係省府との更なる連携強化に取り組むべき。

- 各局の意見を踏まえ、

- ・ 消費税不正還付事案に限らず、局の管轄を越えた取引については、組織的に対応していくことが重要であり、引き続き各局間の連携を図るほか、現行部署の拡大など必要な体制整備についても検討を進めていくとの認識を共有した。
- ・ 関係省府との更なる連携強化については、各局においても積極的に取り組むほか、引き続き、府においても関係課室と共に、検討を進めていくとの認識を共有した。

(以上)